



八	最低額面金	五万円
九	振替単位	五万円
十	発行日	平成十六年二月二十七日
十一	発行価格	額面金額百円につき九十八円二
十二	利率	年二・〇パーセント
十三	経過利率	は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{69}{365}$$

(一) 発行時にあって、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 者 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。 )

償還利率  $\frac{2.0}{100} \times 1$

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十  
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お  
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う 。  
平 成 四 十 五 年 十 二 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
日 本 銀 行  
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者  
平 成 十 六 年 二 月 二 十 七 日